

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認 スポーツ振興室 1頁

お 知 ら せ

平成22年3月2日付け三重県公報第2167号に、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金を次のとおり承認しました。

平成22年3月2日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 指定管理者

三重県体育協会グループ

代表者 財団法人三重県体育協会

理事長 田中敏夫

2 施設の名称及び利用料金の額

スポーツガーデンの体育館

施設（会議室を除く。）

個人利用の場合

区 分		金額（円）	
トレーニングルーム	児童生徒等	1時間回数券	700
	その他の者	1時間回数券	1,400

3 利用料金の承認年月日

平成22年2月24日

4 利用料金の適用年月日

平成22年4月1日

発 行
津市 広明町 13番地
三重県 教育委員会

印 刷
有限会社 第一プリント社